

## 令和3年度札幌市地域福祉社会計画審議会における質問及び回答

項目等	質問・回答
資料 2-2 施策 1 (P1)	<p>(福祉推進委員会について)</p> <p>指標は委員会の設置数であり、組織化されたか所数を表わしたものである。一方記載の内容はコロナの影響により活動が減少したことを示している。具体的活動が減少しても委員会の設置数には変化がないものと思う。この説明では指標の 数値が下がったことに対する理由にはなっていないため、更なる説明を求めたい。</p> <p>回答</p> <p>福祉推進委員会は、町内会などの団体が、会則などを設けずに、地区福まちの福祉推進委員会として活動しているものも多いため、新型コロナウイルスで福まち活動及び福祉推進委員会活動が減少・休止せざるを得ない状況となったことが、委員会設置数の減少にカウントされている。</p>
資料 2-2 施策 4 (P3)	<p>(福祉除雪の地域協力員及び助成金について)</p> <p>地域協力員の確保に向け約3,000人の退職予定者に周知をしたと記載されているが、その効果はいかほどか。また、2020年度3,324人の協力員のうち、新規に協力員になった方はどのくらいか。</p> <p>更にまちセンに対する5万円の助成は具体的にどのような用途に用いられ、その効果はどのようなものか。工夫に対する効果や「新たな担い手」の実数についても明確に記載しなければ客観的評価にはつながらない。</p> <p>回答</p> <p>退職予定者への周知は、退職者向け説明会の資料として、例年各組織へ送付しているもので、2020年度はおよそ3000人分の送付を行っている。</p> <p>福まちへの5万円助成の(福まち補助金の「福祉除雪協力事業」)、用途として</p>

	<p>は、通信費、広報費（協力員募集などのチラシ作成）、説明会・報告会の会場費、事務用品（コピー用紙、ファイルなど）。</p> <p>これら広報等の取り組みによって2020年度の新規協力員は400名となったが、何人が退職予定者の資料や福まちが行った広報活動などによって協力員となったか、といった集計は行っていない。</p>
資料 2-2 施策 5 (P4. 5. 16)	<p>（生活困窮者自立支援事業について）</p> <p>指標にはないが、法で定められている支援会議の開催数及び会議に諮った実対象者数について伺いたい。※P16 施策 5（1）も同様</p> <p>回答</p> <p>支援会議については設置していないが、必要に応じて自立相談支援機関と関係機関が連携して、情報共有や支援を行っている。</p>
資料 2-2 施策 6 (P5. 18)	<p>（重層的支援体制整備事業について）</p> <p>重層的支援体制整備事業の構築に向けた動き・準備はどの様になっているか ※P18 施策 6（1）も同様</p> <p>回答</p> <p>複合的な福祉課題等については、令和4年度から北区及び東区保健福祉部をモデル区として、組織横断的な支援調整を担う組織を設置し、取組の検証等を行っていく。</p>
資料 2-2 施策 8 (P6. 7)	<p>（災害対策法の改正について）</p> <p>2021年5月の災対法改正に伴い、個別避難計画の努力義務化や災害リスクの高い地域から取組を推進していくことなど取組の展開について本計画策定時から大きく状況が変わったと感じる。危機対策部局との連携など、施策を推進していく上での今後の展開について伺いたい。</p> <p>回答</p> <p>昨年5月の災害対策基本法の改正に対する札幌市の対応については、基本的には国の方針に合わせて、庁内のみならず福祉専門職等の庁外の関係者とも連</p>

	<p>携しながら、個別避難計画の作成を進めていく方針。現在対応を検討しているところ。</p>
<p>資料 2-2 施策 1 (1) (P7)</p>	<p>(福まち推進事業、生活支援体制整備事業及び、重層的支援体制整備事業について)</p> <p>生活支援体制整備事業はあくまでも介護保険制度上の取組みであり、より幅の広い重層的支援体制整備事業の獲得や仕組みの移行が求められていると感じる。今後の施策の展開について伺いたい。</p> <p>回答</p> <p>本施策においては、福まち事業である地域の見守り活動や日常生活支援活動を、生活支援体制整備事業と連動し、NPOやボランティア等が連携をして地域で支えあう支援体制を推進することを検討するもの。</p> <p>複合的な福祉課題等については、組織横断的な支援調整を担う組織を、令和4年度から北区及び東区保健福祉部をモデル区として設置し、取組の検証等を行っていく。</p>
<p>資料 2-2 施策 2 (2) (P9.10)</p>	<p>(有償ボランティアについて)</p> <p>需要（ニーズ）と供給（リソース）のバランスはとれているのか。取れていない場合は解消に向けての取組みについて伺いたい。</p> <p>回答</p> <p>R3 のデータでは、相談件数が 389 件あったうち、制度を知りたいなどの問い合わせが 204 件。新規に利用開始されたものが 137 件。48 件は利用開始に至っていない。</p> <p>ただ、利用開始にいたらなかった理由は近隣に受託可能な協力会員がいないというだけではなく、明日来てほしいとか、女性協力員限定で来てほしいといった条件が整わないものも含まれるため、48件すべてが供給不足ということではない。</p> <p>供給不足解消のために広報さっぽろで協力員登録説明会などの通知を行っている他、特に協力員が不足する地域では回覧板で協力員を募集している。</p>

<p>資料 2-2 施策 2 (3) (P10)</p>	<p>(福祉教育推進員について)</p> <p>全国社会福祉協議会では令和元年度より地域共生社会の実現に向けて重要になる福祉教育の推進に向け、「全国福祉教育推進員研修」を実施している。札幌市においてはこうした福祉教育推進員の養成などは行う予定はあるか。施策のハンドブックや副読本の配布は必要なものだと捉えているが、これらを活用し、効果的な福祉教育を展開できる人材の育成が重要だと感じる。</p> <p>回答</p> <p>現時点で福祉教育推進員研修の予定は無いが、福祉副読本を活用した授業を展開できるよう教職員向け学習ハンドブックを用意している。</p>
<p>資料 2-2 施策 3 (1) (P12)</p>	<p>(民生委員の担い手について)</p> <p>民生委員児童委員については、本年12月に改選を迎えるが、その次の改選は団塊の世代が75歳を迎えることに伴い、全国的にも民生委員児童委員の大幅な改選と担い手不足が想定されている。これらに対応するため北海道民生委員児童委員連盟では様々な策を講じているが、同連盟に加盟していない札幌市においては具体的な対策等は図られているのか、または今後の取組みについて伺いたい。</p> <p>回答</p> <p>民生委員の担い手不足という課題に対しては、これまでもパンフレットや広報テレビ番組を活用した民生委員制度の周知による認知度の向上に加え、札幌市職員や北海道職員等の退職者説明会において民生委員活動の説明と勧誘などを行っている。</p> <p>また今後は、それらに加えて行政からの依頼業務の見直しによる負担の軽減や、現役世代の獲得に向けた福祉分野等の民生委員制度との親和性が高いと思われる分野への周知広報などに取り組んでいく予定。</p>

(日常生活自立支援事業・成年後見制度のコロナ禍での課題について)

コロナ禍においては日常生活自立支援事業・成年後見制度ともに、入所や入院中の利用者に対し適切な支援を行えなかったこともあるのではないかと考える(同意権や取消権の行使など)が、コロナ禍における課題等はないか伺いたい。

回答

日常生活自立支援事業

現状で実務にあたる生活支援員の確保が課題となっている中で、コロナ禍において新たな生活支援員登録に向けた研修事業の一部中止や、活動している支援員も高齢であるため、持病への懸念や、支援中でソーシャルディスタンスを確保することが難しいことなどから活動休止や登録終了を希望する方が出ている。

資料 2-2

施策 4

(1) (2)

(P14. 15)

病院への入院中の方や高齢者住宅等へ入居されている利用者の支援においては、面会制限のため連絡等に時間を要したり、状況把握が難しい側面が多くある。支援の内容では、毎月 1 回の支援であるものを 2 か月に 1 回に減らすことや、預り金額を増やして支援することで対応しているケースもある。

上記の 2 点より、本人についての調査や支援計画の作成などを行う、専門員への業務負担の増加や、新規ケース対応に遅れを生じる等の影響もある。

成年後見制度

成年後見人の声としては、コロナ禍において被後見人との定期的な面談が難しく、入院・入所となっている方については施設職員からの話しを聞く等の対応となるが多かったことや、被後見人の転居の際、入所する施設の見学ができず苦勞した、といったものがあった。

また、市民後見については、養成研修の中止や候補者研修でのグループワークの中止等人材育成に関わる事業ができなかった。

<p>資料 2-2 施策 8 (3) (P22)</p>	<p>(福祉避難所の事前指定・事前公示について)</p> <p>災害対策基本法の改正に伴い、福祉避難所についても事前指定・事前公示を行うことになったが、札幌市における対応状況について伺いたい</p> <p>回答</p> <p>札幌市においては、要配慮者二次避難所（福祉避難所）について、災害がおきた際に、避難所となる施設の被災状況や、入所者や利用者の安全確認、施設スタッフの確保等を確認してから、避難所として指定する取扱いとしている。</p> <p>一方で、平時から指定はしていないものの、災害時において緊急的に受入を要請する可能性がある施設の情報については、札幌市公式ホームページ上で公開しているところ。</p> <p>ご質問の事前指定・事前公示については、事前に施設側と受入対象者を調整して、体制整備を図ることで、災害時における要配慮者の直接避難を促進することを目的に、災害対策基本法施行規則の改正に伴い可能となったもの。</p> <p>しかしながら、これらに対応するためには、市内に数多く存在する各施設と個々の要配慮者との調整方法や、施設側の受入がどの程度可能かといった課題も多いことから、他都市の先行事例なども調査、分析しながら、札幌市としてどのように進めていくべきかを検討している。</p>
<p>資料 2-2 施策 8 (4) (P22)</p>	<p>(災害廃棄物の撤去について)</p> <p>災害廃棄物の撤去等に関してはボランティアとの連携について環境省、内閣府、JVOAD、全社協からの通知が、また災害救助法適用下における災害ボランティアセンターのコーディネーター人件費の国庫負担について内閣府からそれぞれ通知が出されているが、札幌市及び札幌市社協におけるこれらの対応はなされているか伺いたい。</p> <p>回答</p> <p>災害ボランティアの窓口及びコーディネートは市社協で行うこととなっており、災害廃棄物の撤去等に関するボランティアとの連携については、札幌市と市社協で役割分担について調整済みである。</p>

	<p>また、コーディネーター人件費の国庫負担については、札幌市と市社協との間で現在調整を行っている。</p>
<p>資料 2-2 施策 8 (5) (P23)</p>	<p>(停電時の人工呼吸器利用患者対応について、事業所におけるBCP策定について)</p> <p>平成30年北海道胆振東部地震における大規模停電でも課題となったが人工呼吸器等を利用している医療ケア児や特定疾患患者等に対する対応・対策は図られているか。</p> <p>また、令和3年4月の介護保険報酬改定によって義務化された事業所等におけるBCPの策定に向けた対応等は図られているか伺いたい。</p> <p>回答</p> <p>札幌市では、呼吸機能障害のある障がい者や特定疾患等で人工呼吸器を必要とする方を対象に、災害時において人工呼吸器や酸素濃縮器などの電気式の医療機器を使用する際に必要となる非常用電源装置等の購入に係る費用の全部又は一部を助成する事業である『障がい者等災害対策用品購入費助成事業』を令和元年7月から開始している。</p> <p>令和3年4月の介護報酬改訂で、介護サービス事業所に対して感染症や自然災害に対するBCPの策定が義務付けられ、令和6年3月31日までは努力義務とされているが、本市では、「高齢者支援計画2021」において、令和4年度中の策定を目標としている。</p> <p>そのため、本市のホームページにおいて、厚生労働省が作成したBCPのガイドラインや研修動画を掲載し、情報提供を行うとともに、事業所に対する実地指導の場面においても策定状況の確認と助言を行っている。</p>